

## 第6章：これからの公共交通網の在り方

## 1. 目指す将来像

### 1) 将来像の考え方

第2次 四万十町総合振興計画（2017年度－2026年度）の基本構想において、まちの将来像を「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」と設定し、まちづくりを実行していくとしている。

図：四万十町総合振興計画におけるまちの将来像



本計画が目指す将来像は、本町のまちづくりの根幹となる「四万十町総合振興計画の将来像」を交通まちづくりの分野から後押しし、人がいきいきといつまでも暮らしていくける四万十町である思いを込め、次のとおり設定する。

#### — 目指す将来像 —

#### 四万十町の元気を支え、自然に優しく、 四万十町に関わる人々と共に成長する交通まちづくり

本町の公共交通網は、鉄道と路線バス、コミュニティバス、タクシーなどの公共交通が様々な移動を支えるインフラとして機能し、人々の活動を支えている。

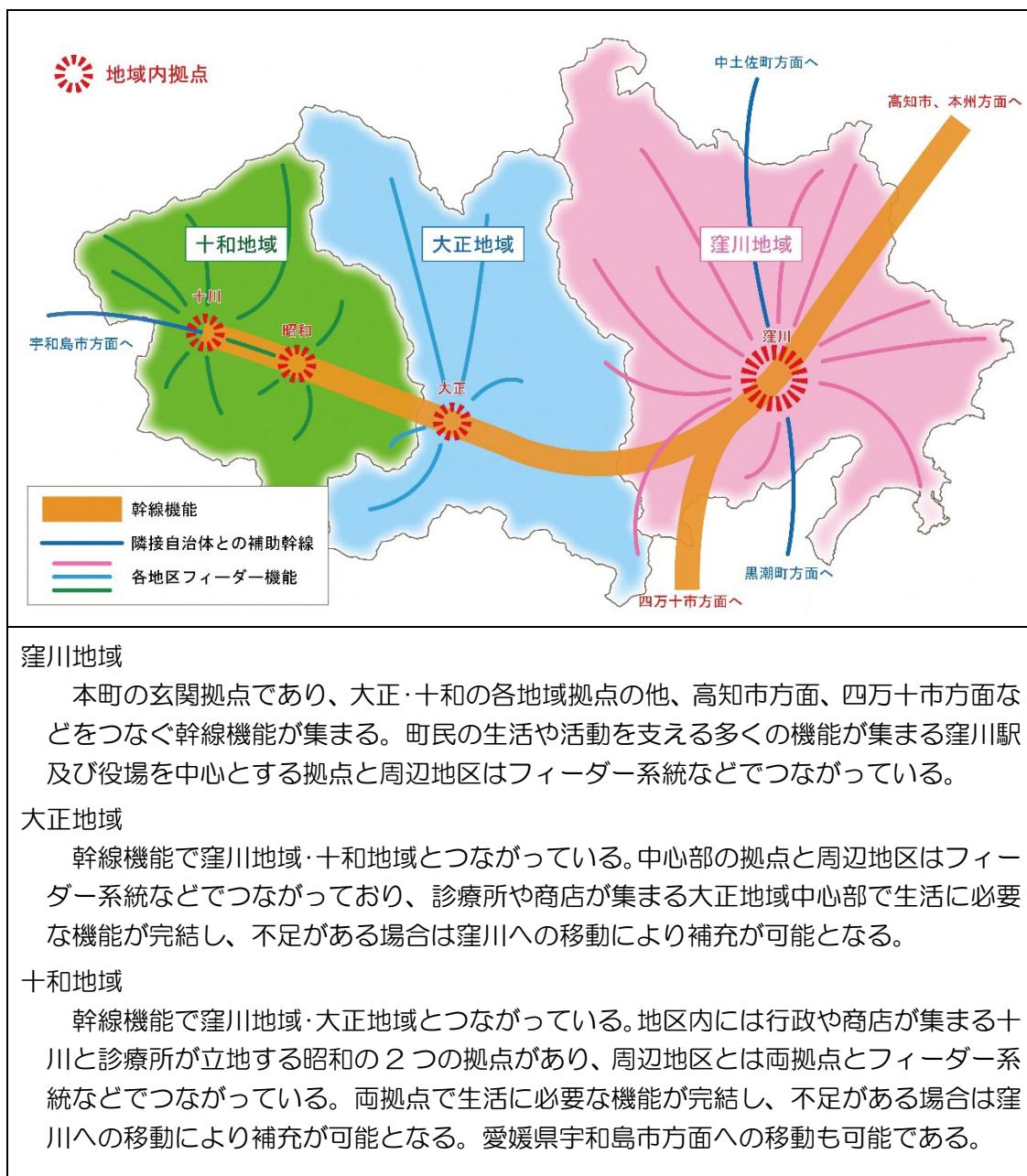
特に人が点在している山間部では、移動ニーズが変化しやすい傾向があるが、本町ではその変化に対応し、ニーズに合わせた運行サービスを提供できるよう運行事業者と連携をとっていくことで、車のみに頼ることなく生活をつづけられ、誰もが住み慣れた場所での生活を楽しむことができることを目指す。

## 2) 目指す将来像のイメージ

### (1) 移動の在り方

「目指す将来像」の移動の在り方を次のとおり整理し、必要となる取り組みの方向性を導き出す。

将来像として移動の在り方



### 取り組みの方向性

- 全ての人が便利に利用できる公共交通網の構築
- 公共交通網の連携による利便性向上
- 分かりやすい公共交通網の情報発信
- 安全・快適に利用できる公共交通網
- 公共交通以外の移動手段との連携

## (2) 利用の在り方

「を目指す将来像」における人々の公共交通利用の在り方を次のとおり整理し、必要となる取り組みの方向性を導き出す。

### 将来像として人々の公共交通利用の在り方

#### 住民の利用

- 各地域の住民は、生活に必要な機能が集まる地域内拠点への移動により生活や活動が持続される。大正地域及び十和地域から窪川地域への移動が必要になった場合には、利便性が向上した幹線機能により、快適に用事を済ませることができる。
- 自動車を利用できる世代や保護者の送迎に頼ることのできる世代も、公共交通に触れる機会を通じて、公共交通利用が増加していく。
- 地域住民の変化する移動ニーズに対応して、移動手段の在り方も変化しながら持続していく。住民からの町内の公共交通網に対する信頼が高まり、自動車と公共交通をその時の事情に合わせて選択して利用できる住民が増加する。

#### 来訪者の利用

- 来訪者は発地から町内の移動手段に関する情報を入手でき、玄関拠点や訪問先においてもその都度必要な情報により公共交通での移動がシームレスに実現する。
- 公共交通利用ならではの観光のかたちを創出し、公共交通利用と観光の相乗効果による地域の賑わいにつながっている。



取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域との定期的な対話を通じた利用促進</li><li>○ 多様な世代が地域の公共交通に関わる機会の創出</li><li>○ 運行の担い手確保</li><li>○ 地域から地域情報や要望事項を行政に伝える仕組みづくり</li><li>○ 観光との連携</li><li>○ 学校との連携</li><li>○ 福祉との連携</li></ul>
----------	--

## 2. 基本方針の設定

### 1) 基本方針

「目指す将来像」の実現に向けた取り組みを体系的に整理するために、先に整理した「取り組みの方向性」をその性質に応じて分類し、基本方針を設定する。

#### ■ 基本方針 1：利便性の高い公共交通網の整備

公共交通網が沿線の住民や来訪者にとって使いやすいものとなり、さらに、乗り物同士が路線やダイヤ、サービスや情報でつながり、より快適で利便性の高いものとなる。

##### [取り組みの方向性]

- ① 全ての人が便利に利用できる公共交通網の構築
- ② 公共交通網の連携による利便性向上
- ③ 分かりやすい公共交通網の情報発信
- ④ 安全・快適に利用できる公共交通網

#### ■ 基本方針 2：持続する公共交通網の確立

地域と積極的に関わり、利用者の移動ニーズの変化に合わせてかたちを変えながら、いつまでも地域の移動手段として機能していくことを目指す。

##### [取り組みの方向性]

- ① 地域との定期的な対話を通じた利用促進
- ② 多様な世代が地域の公共交通に関わる機会の創出
- ③ 運行の担い手確保

#### ■ 基本方針 3：まちづくりと連携する公共交通網

福祉、観光、教育、まちづくり施策と公共交通網が連携することにより、公共交通が人の流れを支え、「賑わいの創出」、「地域コミュニティの活力向上」などの効果を得られることを目指す。

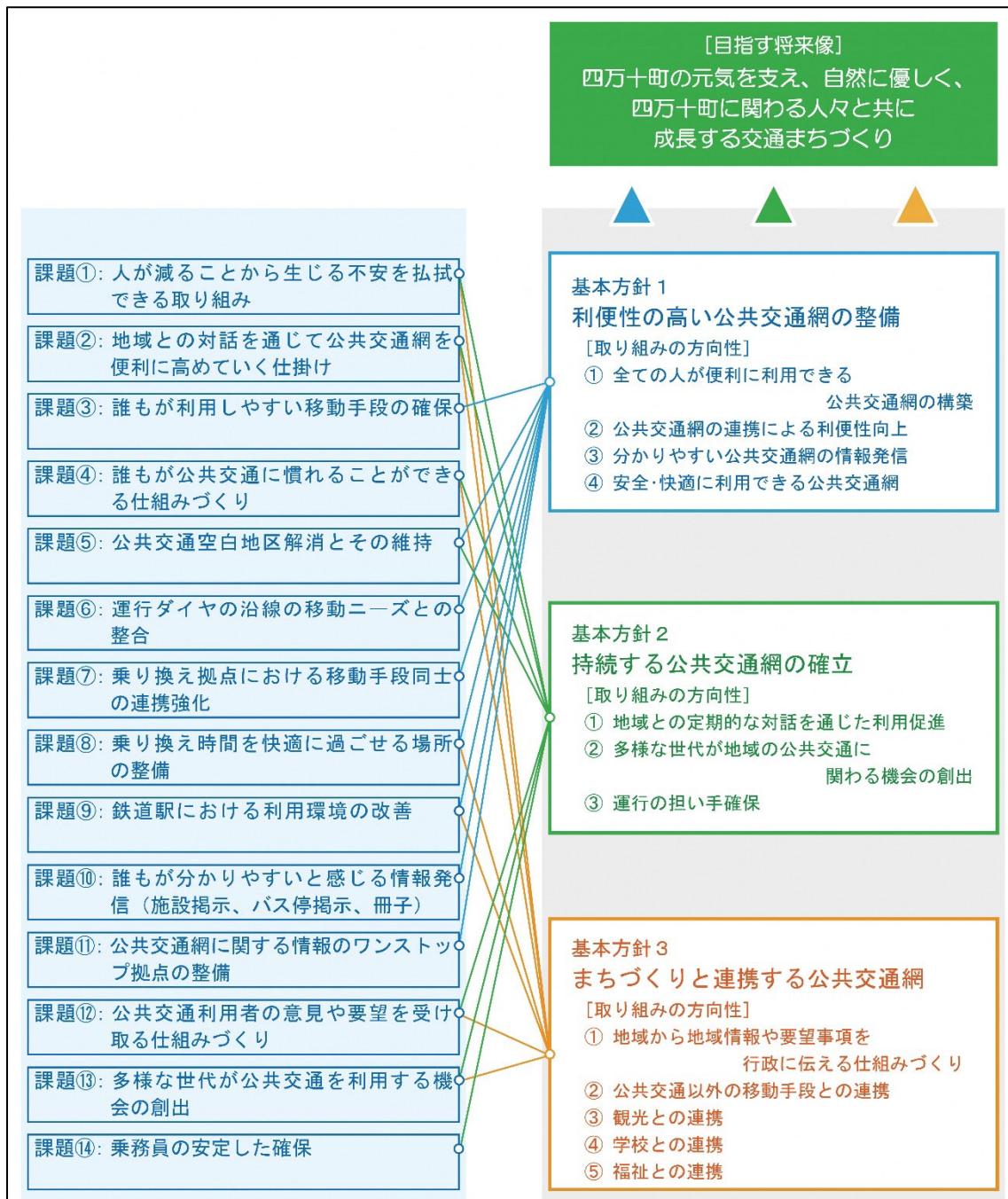
##### [取り組みの方向性]

- ① 地域から地域情報や要望事項を行政に伝える仕組みづくり
- ② 公共交通以外の移動手段との連携
- ③ 観光との連携
- ④ 学校との連携
- ⑤ 福祉との連携

## 2) 施策の体系

基本方針と課題の関係性は次のとおりであり、それぞれに設定する「取り組みの方向性」毎に具体的な取り組みを実施していく。

図：課題から取り組みを考える



### 3. 具体的な実施事業

「目指す将来像」の実現に向けて、基本方針及び取り組みの方向性を踏まえた具体的な実施事業を整理する。

#### ■ 基本方針 1：利便性の高い公共交通網の整備

##### ① 全ての人が便利に利用できる公共交通網の構築

01. 公共交通空白地区の解消
02. 窪川地域中心部と大正地域中心部における移動制約者への対応
03. 興津地区における新しい移動手段の導入検討
04. 地域の移動ニーズを反映した路線の適正配置
05. 地域の移動ニーズを反映した運行ダイヤ

##### ② 公共交通網の連携による利便性向上

01. 乗り換え拠点におけるダイヤ連携
02. 窪川一大正一十和間ににおける高度な連携

##### ③ 分かりやすい公共交通網の情報発信

01. 分かりやすい施設掲示
02. 分かりやすいバス停掲示
03. 分かりやすい情報冊子の作成
04. WEBを通じた情報発信

##### ④ 安全・快適に利用できる公共交通網

01. 待ち合い所の整備
02. 駅の利便性及び快適性確保

##### [基本方針 1における目標設定]

- 公共交通空白地区に暮らす移動制約者を出現させない
- 町内の鉄道、路線バス及びコミュニティバスの年間利用者数が前年実績を維持していく

## 1-①-01：公共交通空白地区の解消

### □ 取り組みの概要

① 次の公共交通空白地区について、率先して調査を行い対応策の検討を行う。家地川地区については、コミュニティバスへの置き換えも視野に入れて検討を進める。

窪川地域	黒石地区（南部）、志和峰地区、家地川地区
大正地域	下道地区
十和地域	小野地区、八木地区

② 次の公共交通空白地区について、地区住民との意見交換等を踏まえて地区の状況を注視していく。移動手段の配置が必要と判断される時には、公共交通空白地区解消に向けた対応を開始する。

窪川地域	志和地区（郷）、金上野地区
大正地域	相去地区、下津井地区（宗海橋）
十和地域	相後地区、白井川地区、大畑地区

③ 新たな移動手段の整備により、既存の公共交通網と連携して相乗効果につながる運行となるよう工夫する。

### □ 目指す成果

誰もが移動手段を確保し、生活の維持に困らないようになる。

### □ 実施スケジュール



### □ 実施主体と役割

四万十町	公共交通空白地区の住民との対話を通じて、地区の移動ニーズに対応した移動手段を整備する。
四万十交通 タクシー事業者	町の移動手段確保の取り組みに助言するとともに、取り組みの実現に向けて必要な調整を行う。

## 1-①-02：窪川地域中心部と大正地域中心部における移動制約者への対応

### □ 取り組みの概要

- ① 窪川地域中心部及び大正地域中心部にはバス路線（コミュニティバス含む）が集まっているものの、中心部に生活している徒歩もしくはタクシーしか移動手段がない高齢者が取り残されている状況がある。このような人たちの移動手段として、新たな路線を運行させるのではなく、既存の路線の経路を変更したり、運行ダイヤを調整したりするなどして、中心部における気軽な移動に対応しやすくする。
- ② 中心部における気軽な移動に対応した時刻表を作成し配布する。

### □ 目指す成果

中心部で取り残されていた移動制約者の人でも、自力で外出できるようになる。

### □ 実施スケジュール

2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
前期	後期								

実施に向けた調整

中心部における気軽な移動のサービス水準を維持

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

### □ 実施主体と役割

四万十町	各地域中心部における移動制約者の情報を整理し、対応策を検討し実施主体として取り組む。
四万十交通 丸三ハイヤー	町がまとめる対応策の実現に向けて、運行事業者として必要な調整を行う。

## 1-①-03：興津地区における新しい移動手段の導入検討

### □ 取り組みの概要

① 興津地区には路線バスが毎日運行しているが、浦分地区などバス停から遠く離れている集落があり、路線バスを利用できない人が取り残されている。さらに興津地区は典型的な漁村集落であり、県道以外の道路は幅員が狭く、バス車両が運行できる道路が限られている。そこで、このような環境に適した移動手段を整備し、地区内の移動手段確保の検討を行う。



写真：(例) 実証運行中のグリーン  
スローモビリティ  
(国交省資料より)

② 夏には多くのレジャー客や観光客が訪れる事から、開放的な車両で興津地区を行することで、来訪者の地区内移動にも活用が見込まれる。

### □ 目指す成果

興津地区と窪川中心部をつなぐ路線バスへのフィーダー機能を有し、興津地区内の気軽な外出や、観光客向けの新しい観光プログラム創出につなげられる。

### □ 実施スケジュール

2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
実施に向けた調査・検討・体制構築								本格運行の実施	

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

### □ 実施主体と役割

四万十町	興津地区住民との意見交換を通じて、地区の特性に応じた新しい地区内移動手段を検討するとともに、実現に向けて必要な調整を行う。
四万十交通	新しい移動手段の検討に対して助言を行う。また、新しい移動手段と窪川行き路線バスとの接続可能なダイヤ調整を行う。
興津地区自治会	意見交換を通じて町とともに実現に向けた検討に取り組む。

## 1-①-04：地域の移動ニーズを反映した路線の適正配置

### □ 取り組みの概要

- ① 路線沿線の移動ニーズと乖離した運行や、実際に利用しづらいダイヤでの運行などの路線について、地区のニーズを踏まえた上で路線の再配置を行う。

大井野地区	路線バス影野線の運行を見直し、既存のコミュニティバスでの対応を検討する。
家地川地区	路線バス窪川一大正線から遠く離れた集落への運行も必要であることから、路線バスの乗り入れを取り止め、コミュニティバスへの置き換えを視野に入れて検討する。
打井川地区	奥打井川から上宮を経由して窪川へ至る経路をコミュニティバスに置き換える。
大正北部地域	路線バスの下津井線、中津川線、下道線をコミュニティバスに置き換えることを検討する。

- ② 新たな移動手段の整備により、既存の公共交通網と連携して相乗効果につながる運行となるよう工夫する。

### □ 目指す成果

運行曜日が限定するものの運行回数が増えるため、利用者は外出を運行日に合わせることで使い勝手が良くなる。また、利用の少ない複数の路線仕業を曜日別に統合できるため、四万十交通大正営業所の乗務員不足対応にも貢献する。

### □ 実施スケジュール



### □ 実施主体と役割

四万十町	該当地区の運行計画作成及び実現に向けた調整に取り組む。
四万十交通	町とともに運行計画を作成し、必要な調整に取り組む。
該当する地区	町とともに運行計画を作成するとともに、積極的に利用する。

## 1-①-05：地域の移動ニーズを反映した運行ダイヤ

### □ 取り組みの概要

- ① 四万十交通の路線バス興津線と志和線について、午前中に運行の空白時間帯があるため地区住民の移動ニーズと整合が取れていない。そこで、地元からも強く要望されている午前10時台に両地区を出発する新たな便の運行を検討する。
- ② 崩川駅で鉄道に乗り換えて高知市方面に移動するニーズもあることから、崩川駅での鉄道や他の路線バスへの接続を視野に入れたダイヤとする。

### □ 目指す成果

興津地区、志和地区の住民が路線バスを利用しやすくなり、路線バスの利用者が増加する。

### □ 実施スケジュール

2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
前期	後期								

実施に向けた調査・検討・体制構築

本格運行の実施

※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

### □ 実施主体と役割

四万十町	該当地区の運行計画作成及び実現に向けた調整に取り組む。
四万十交通	町とともに運行計画を作成し、必要な調整に取り組む。
該当する地区	町とともに運行計画を作成するとともに、再編後は積極的に利用する。

## 1-②-01：乗り換え拠点におけるダイヤ連携

### □ 取り組みの概要

- ① 乗り換え拠点である窪川駅、土佐大正駅における鉄道と路線バスの接続への要望に急ぎ対応する。

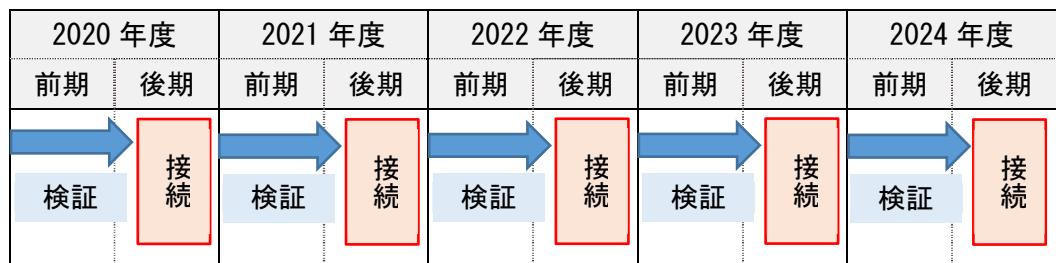
窪川駅	興津方面、志和方面から到着するバス便と、高知方面行きの列車と接続していない。
土佐大正駅	下津井、中津川方面からの路線バス利用者が土佐大正駅から窪川方面に移動しようとしても、鉄道のダイヤと接続していない。
その他の例	乗り換え拠点においてダイヤ接続が出来ていない部分への対応を行う。

- ②これまでの例として、JRは毎年3月にダイヤ改正を行い、路線バスは基本的に10月となっている。ダイヤ接続を重視するために路線バスのダイヤ改正も3月に固定するなど、新たな調整を検討する。また、その検討に備えて関係事業者からのダイヤ再編に関する情報を早期に入手し、事前に調整できる体制を構築する。

### □ 目指す成果

路線バスやコミュニティバスが、乗り換え拠点となる窪川駅、土佐大正駅の二次交通としての機能を充分に発揮でき、利用者は長い時間待たなくても広範囲な移動が可能となる。結果として公共交通同士の連携が促進され、利用者の満足度向上と利用の促進につながる。

### □ 実施スケジュール



※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

### □ 実施主体と役割

鉄道事業者	接続する二次交通のダイヤ連携のために、ダイヤ改正情報を町及びバス事業者に連絡する。
四万十町	鉄道とバスのダイヤ連携を維持する連絡調整を担う。
バス事業者	鉄道とのダイヤ連携に必要な調整及び手続きを行う。

## 1-②-02：窪川一大正一十和間における高度な連携

### □ 取り組みの概要

① 窪川一大正一十和間には、JR予土線と四万十交通の路線バス（大正での乗り換えが必要）が運行しており、両方を合わせると平日は8.0回の運行となっている。利用者がその時の都合に合わせて自由に利用する乗り物を決められるようになれば、毎日8.0回の運行が沿線の利用者にとって大きな利便性となる。

具体的な検討事項 (例)	・異なる事業者の乗り物であっても、自由に利用が可能となる定期券の発行
-----------------	------------------------------------

② 特にJR予土線沿線の住民に対する広報として、冊子の作成及びWEBを通じた情報発信を行う。また、サービス開始の初年度は沿線において説明会を実施するなど沿線での周知を徹底する。

### □ 目指す成果

窪川一大正一十和間における移動可能回数が増加することで、沿線住民が移動を都合に合わせて選択できるようになる。さらに、鉄道と路線バスの両方を利用できる定期券を所持することで経済的な移動が可能となるなど、沿線住民に対するサービスが充実する。

### □ 実施スケジュール



### □ 実施主体と役割

四万十町	JR予土線と沿線バスの高度な連携に向けて具体的実施内容を取りまとめ、町が中心となり主体的にJR及びバス事業者との調整に取り組む。
JR四国	高度な連携の具体的実施内容の実現に向けて取り組む。
バス事業者	高度な連携の具体的実施内容の実現に向けて取り組む。

### 1-③-01：分かりやすい施設掲示

#### □ 取り組みの概要

- ① 地域外からの来訪者が、最初に降り立つ玄関拠点としての駅に掲示されている交通に関する情報を、見る人の視点から分かりやすく掲示する。利用者の動線に従い、必要な情報を体系的に掲示する。
- ② 駅や施設に掲示されている交通に関する情報が、古いままで放置された状況にならないよう掲示物管理についてルールを定める。

#### □ 目指す成果

公共交通での移動に慣れていない人や地域外からの来訪者であっても、迷うことなく目的地に向かって移動できるようになる。利用者の満足度が高まる。

#### □ 実施スケジュール

2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
前期	後期								
調査	実施								

掲示物管理の体制構築とその維持

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

#### □ 実施主体と役割

四万十町	移動手段に関する施設掲示物の運用について、交通事業者などの関係機関とともにルールを作成し、利用者に対する適正な情報掲示を維持する。
JR四国 土佐くろしお鉄道 四万十交通	町が主導する移動手段に関する施設掲示物の運用ルール作成に取り組むとともに、利用者にとって分かりやすい情報掲示に務める。
四万十町観光協会	町が主導する移動手段に関する施設掲示物の運用ルール作成に助言を行うとともに、利用者にとって分かりやすい情報掲示に務める。

## 1-③-02：分かりやすいバス停掲示

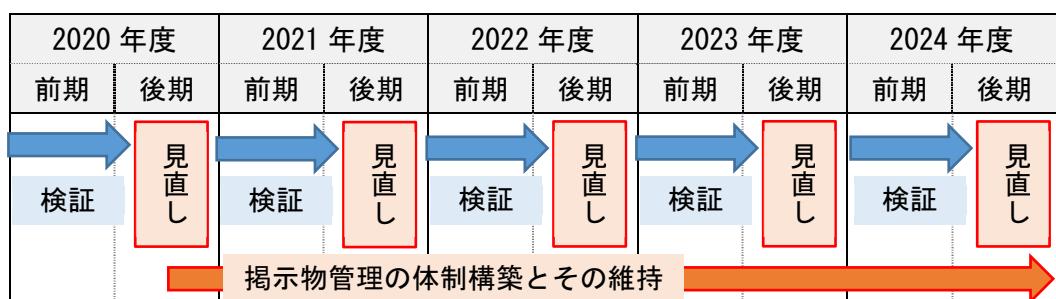
### □ 取り組みの概要

- ① 可能な限り簡略化した表現（例：学休運休）を避け、利用者がその場で困ることのない配慮したダイヤ作成を行う。
- ② ワイド版の停留所掲示版が設置されている停留所には、路線図と時刻表を最低限の組み合わせとして掲示する。
- ③ 異なる運行事業者の掲示物であっても可能な限り表現及び掲示方法を統一し、情報が散漫にならないようにする。
- ④ 掲示用印刷物は必ず紫外線対策がなされた出力とし、雨水の浸透に繋がらないように注意を払って掲示する。破損した掲示物をすぐに修正できる体制を構築する。

### □ 目指す成果

町民や来訪者が、バス停掲示物から得られる情報を頼りに、迷うことなく目的地に移動することができ、利用者の満足度が向上する。

### □ 実施スケジュール



※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

### □ 実施主体と役割

四万十町	バス停掲示物を作成（出力まで実施）する。
四万十交通	町がバス停掲示物を作成するにあたって助言を行うとともに、掲示作業に取り組む。また、掲示物の管理を行い、汚損した掲示物があった場合には町に伝え修復作業に取り組む。
丸三ハイヤー	町がバス停掲示物を作成するにあたって助言を行うとともに、掲示作業に取り組む。また、掲示物の管理を行い、汚損した掲示物があった場合には町に伝え修復作業に取り組む。

### 1-③-03：分かりやすい情報冊子の作成

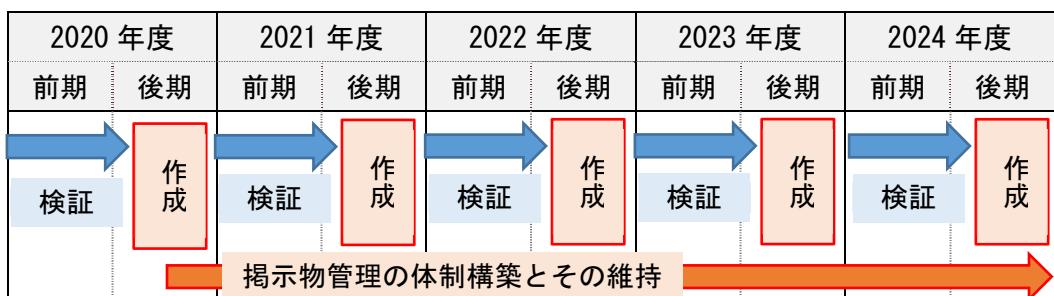
#### □ 取り組みの概要

- ① 地域の公共交通網が網羅された情報冊子として、誰にでも分かりやすくまとめたものを作成する。
- ② 情報を集約した冊子版と、利用者が必要な停留所の情報のみ取り出せるチラシ版の2種類を作成する。
- ③ 運行事業者が個別に発行している時刻表冊子でも、接続する他のモードに関する情報は可能な限り掲載する。

#### □ 目指す成果

これまで公共交通に关心を持たなかった人でも、利用のきっかけになることが期待される。

#### □ 実施スケジュール



※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

#### □ 実施主体と役割

四万十町	公共交通に関する情報冊子を作成する。
交通事業者	町が公共交通に関する情報冊子を作成するにあたって助言を行い、利用者への広報に活用する。

## 1-③-04 : WEBを通じた情報発信

### □ 取り組みの概要

- ① 町内の全ての公共交通に関する情報を集めたサイトを構築し、ワンストップで全ての移動手段が把握できるようにする。
- ② G T F Sによる路線検索サイト構築に取り組む。ただし、運行事業者との調整のもと、ダイヤ改正と同時にサイトの掲載情報も切り替えられるように、更新作業の体制構築を行う。
- ③ ダイヤ改正など、実際の運行体系を変更する場合、必ず事前に変更に関する告知情報を発信し、利用者が変更に備えられるようにする。

#### G T F Sとは

公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用される共通形式を定義したもので、WEB上で公共交通機関の乗り換え検索などを作成することが可能。現在はオープン化されており、誰でも使用可能となっている。

### □ 目指す成果

WEB情報を使い慣れた人にとっては有効であり、特にこれから本町を訪れようとしている来訪者が発地で情報を収集できるようになり、本町における公共交通の利便性向上と利用促進につながる。

また、G T F Sによる情報発信を通じて、外国人来訪者に対する乗り換え検索ツールとしてユニバーサルに活用されるようになる。

### □ 実施スケジュール



※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

### □ 実施主体と役割

四万十町	公共交通に関するワンストップWEBサイトを運用する。
交通事業者 四万十町観光協会	町が構築、運用を行うワンストップWEBサイトに助言を行うとともに、常に最新情報を提供するように適正管理に務める。

## 1-④-01：待ち合い所の整備

### □ 取り組みの概要

① 公共交通を使って外出した人が、帰り便や乗り換え便を快適に待つことのできる待ち合い所の整備に取り組む。雨風と暑さ、寒さを避けることができ、座って待てる場所とする。

具体的な整備場所	・大正地域中心部（土佐大正駅待ち合いスペースの活用も検討） ・十和地域（十川・昭和の各地区）中心部（スーパー彦市十和店周辺部 他）
----------	--

② 荷物を預けられる機能ができれば、十川での買い物の後に別の用事を済ませ、さらに別の用事に出ることが可能となる。

③ 待ち合い所の適正な管理と、待ち合い所を活用した「お楽しみスポット」としての活用方法を検討し、地域のサロンとして広く活用できるようにする。

### □ 目指す成果

路線バスやコミュニティバスでお出かけしても、一度の外出でたくさんの用事を済ませられるようになるとともに、時間を気にせず余裕を持った行動が可能となる。

公共交通を待つ人だけでなく、「そこに行けば人がいる」という安心感から、ふらりとやってきておしゃべりを楽しんで帰って行く人も現れ、お楽しみサロンとしても期待される。

### □ 実施スケジュール



※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

### □ 実施主体と役割

四万十町	人の集まる場所への待ち合い所整備に取り組む。
施設管理者（未定）	待ち合い所の施設管理者は、利用者（特に移動制約者）の見守りと待ち合い所の快適性確保に取り組む。
しまんと町 社会福祉協議会	待ち合い所における催しなどを町とともに企画実行する。

## 1-④-02：駅の利便性及び快適性確保

### □ 取り組みの概要

- ① 十川駅や打井川駅、窪川駅跨線橋、土佐大正駅など、ホームまでの長い階段対策として、エレベーターやエスカレーターの設置に比べて安価な階段昇降機（屋外可）の設置を検討する。

写真：階段昇降機

国内メーカーが製作しているもの。屋外設置も可能で曲線にも対応可能。延長 50mまで。



- ② 階段昇降機の安全な利用啓発や、不具合への対応やメンテナンスなどを実施する管理体制の構築を行う。

### □ 目指す成果

階段の昇降に不安があり、十川駅や打井川駅などの長い階段のある駅の利用を避けてきた人が鉄道を利用できるようになり、鉄道の利用者が増加する。

### □ 実施スケジュール

2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
事業実施に向けた調整【可能な場所から着手】									
調整の整った駅から事業着手 適正な管理と安全性の確保									→

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

### □ 実施主体と役割

四万十町	駅管理者や関係機関との調整を行い、階段昇降機の設置につなげる。設置後の管理体制構築も行うとともに、利用者に安全な利用を啓発する。
JR四国 土佐くろしお鉄道	町の取り組みに施設管理者として助言及び必要な調整を行う。また、機器の管理体制に参加し、特に利用者に対する安全な利用の啓発に取り組む。

## ■ 基本方針 2：持続する公共交通網の確立

### ① 地域との定期的な対話を通じた利用促進

- 01. 地区別意見交換会の定期開催
- 02. 利用者懇談会の定期開催

### ② 多様な世代が地域の公共交通に関わる機会の創出

- 01. バス乗り方教室の開催
- 02. 集客イベントなどへの出展
- 03. 高齢者を対象としたおでかけイベントの開催

### ③ 運行の担い手確保

- 01. 乗務員確保への支援

### [基本方針 2における目標設定]

- 路線バス（定期外）とコミュニティバスの利用者数を増やす
- 町内の乗務員数（バス・タクシー）が必要数を下回らない

## 2-①-01：地区別意見交換会の定期開催

### □ 取り組みの概要

- ① 地区に出向き、移動手段確保をテーマに自由に意見交換を行う。毎年地区を決めて実施する。



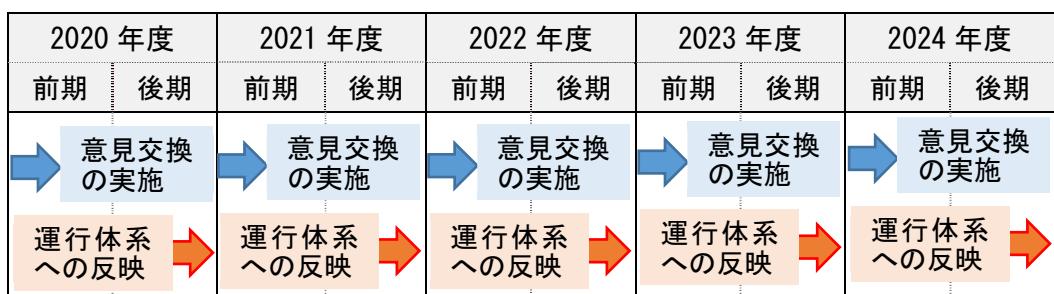
写真：町内における地区別意見交換会の様子

- ② 得られた意見や要望は整理し、公共交通網の再編やサービスの改善に活用する。  
③ 集まった人の中で公共交通を利用していない人に対しては、公共交通利用のメリットや利用方法などを説明し、利用の喚起につなげる。

### □ 目指す成果

利用者と直接意見交換できることで、実際の移動ニーズの把握や新しい取り組みの紹介など、公共交通網の持続に有効である。

### □ 実施スケジュール



### □ 実施主体と役割

四万十町	毎年地区と調整を行い、公共交通に関する地区別意見交換会を開催する。
交通事業者	意見交換会で出される指摘や要望に対して対応する。

## 2-①-02：利用者懇談会の定期開催

### □ 取り組みの概要

- ① 公共交通の利用者に集まってもらい、日頃利用している公共の乗り物について意見交換を行う。
- ② 現状における利用者の移動ニーズを把握し、ダイヤ改正や路線再編に活用する。

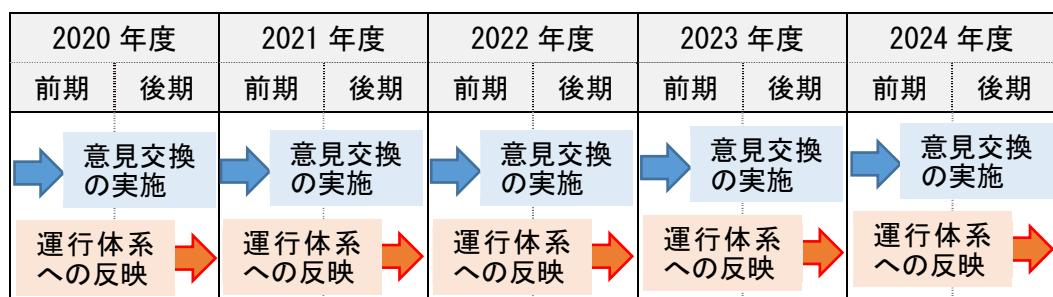


写真：利用者懇談会の様子

### □ 目指す成果

利用者と直接意見交換できることで、実際の移動ニーズや路線別に地区の様子を把握できるとともに、その移動ニーズに即した運行体系づくりに有効である。さらに、利用者と一緒に新しいサービスを創り上げることも可能であり、持続する公共交通網の実現につながる。

### □ 実施スケジュール



※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

### □ 実施主体と役割

四万十町	毎年利用者懇談会を開催し、公共交通利用者との意見交換を行う。出される指摘や要望には必要に応じて対応する。
交通事業者	利用者懇談会に出席するとともに、出される指摘や要望に対して対応する。

## 2-②-01：バス乗り方教室の開催

### □ 取り組みの概要

- ① 各地区に実際に運行しているバス車両で乗り付け、利用方法などの説明をした後に実際に車両に乗って体験してもらう。
- ② バス車内では乗降時の注意事項や乗車中のマナー、ICカードですかの利用方法紹介及び体験などを行う。



写真：バス乗り方教室（左：土佐清水市、右：本山町）の様子

### □ 目指す成果

普段バスに乗っていない人でも、バス車両を身近に体験できることで、次の利用につながることが期待できる。また、ICカードですかを実際に体験してみることで、その利便性が確認でき、ICカードですかの普及が促進される。

これまでバスに接してこなかった人や、新しいサービスを知らなかつた人、知つても関心を持たなかつた人に直接アピールでき、公共交通利用の拡大に寄与する。

### □ 実施スケジュール

2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
バス乗り方教室の開催 [随時] 									

※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

### □ 実施主体と役割

四万十町	地区と調整を行い、バス乗り方教室を開催する。
交通事業者	バス車両とICカードですか（テストカード）を使った体験講習を行う。株式会社ですかの協力が得られる場合には、その場でICカードですかの発行も行う。

## 2-②-02：集客イベントなどへの出展

### □ 取り組みの概要

- ① 地域で催される集客イベントに公共交通利用促進ブースとして出展し、イベントに集まる多様な世代に公共交通の利用促進を啓発する。



写真：イベント（左：田野町、右：津野町）の様子

- ② バリアフリーや環境問題などのテーマと組み合わせることで、毎年趣向を変えた啓発イベントとして継続した実施につなげる。

### □ 目指す成果

普段バスに乗っていない人でも、バス車両を身近に体験できることで、次の利用につながることが期待できる。

バス車両を持ち込むことで、特に子どもの関心を引くことができ、子どもに同行する保護者世代（最も公共交通を使わない世代）に直接アピールすることが可能となる。

### □ 実施スケジュール

2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
前期	後期								
➡ 準備		➡ 準備		➡ 準備		➡ 準備		➡ 準備	
開催 ➔		開催 ➔		開催 ➔		開催 ➔		開催 ➔	

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

### □ 実施主体と役割

四万十町	集客イベント主催者と調整を行い、イベント出展を通じて公共交通利用を啓発する。
交通事業者	町とともにイベント出展を行う。

## 2-②-03：高齢者を対象としたおでかけイベントの開催

### □ 取り組みの概要

- ① 定期的に集まる高齢者のふれあいサロンなどにおいて、地域を運行する路線バスやコミュニティバスを活用したおでかけイベントを開催する。



写真：おでかけイベント（田野町）の様子

### □ 目指す成果

路線バスやコミュニティバスの利用経験者とこれまで利用したことのない人が一緒に同乗することで、初めて利用する人であっても安心してイベントでおでかけでき、それが経験となり次の利用につながる。

取り組みの持続により、公共交通利用者の拡大につながる。

また、地域の魅力ある場所を訪ねたり、近隣のコミュニティと連携したりすることで、地域の魅力磨き上げや地域コミュニティの強化にもつながる。

### □ 実施スケジュール

2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
前期	後期								

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

お出かけイベントの開催 [随時]

開催の誘いかけ [随時]

### □ 実施主体と役割

四万十町	高齢者の集まりなどにおけるおでかけイベントを企画する。
交通事業者	イベントの開催について助言及び支援を行う。
しまんと町 社会福祉協議会	高齢者の集まりなどにおけるおでかけイベントの開催を町と共に企画し、実施を支援する。

## 2-③-01：乗務員確保への支援

### □ 取り組みの概要

- ① 町内への移住促進策と連携し、住宅と乗務員業務をセットにした広報・求人活動の支援を行う。対象はバス乗務員とタクシー乗務員。



参考イメージ：「ゆすはら暮らふと」での移住とバス乗務員募集を兼ねた広報

### □ 目指す成果

深刻な乗務員不足に悩まされている交通事業者の乗務員不足解消に貢献する。また、本町への移住促進につながり、人口減少への対応策として寄与することが期待される。

### □ 実施スケジュール

2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
募集活動 [随時]									

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

### □ 実施主体と役割

四万十町	移住促進策と連携した広報に取り組む。
交通事業者	求人情報を整理し、県及び町による広報を通じて P R する。
高知県	県が関連する移住及び乗務員確保の催しなどでの広報に協力する。

## ■ 基本方針3：まちづくりと連携する公共交通網

### ① 地域から地域情報や要望事項を行政に伝える仕組みづくり

01. 地域から地域情報を知らせる仕組みづくり

### ② 公共交通以外の移動手段との連携

01. 福祉輸送サービスが展開できる仕組みづくり
02. 通院送迎バスとの連携
03. スクールバスとの連携
04. 貨客混載の可能性検討

### ③ 観光との連携

01. 公共交通を使って地域を楽しむ提案
02. 風景を造る

### ④ 学校との連携

01. 公共交通を使った学習機会の提供

### ⑤ 福祉との連携

01. 運転免許証返納に関する正しい情報の継続的発信

### [基本方針3における目標設定]

- I Cカードですかを所持する人を増やす
- 鉄道の利用者数（定期外）を増やす

### 3-①-01：地域から地域情報を知らせる仕組みづくり

#### □ 取り組みの概要

- ① 地域の状況をよく知る地区の代表者（地区長）や民生委員、しまんと町社会福祉協議会（包括支援センター）などを通じて、移動手段の確保に困難を来している人の出現などを行政担当課に知らせる仕組みを構築する。

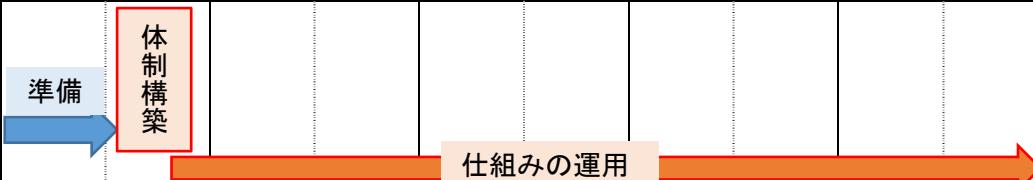
#### □ 目指す成果

これまで行政が地区に出向いて意見交換をした上で状況把握していたが、地区からの通知をうけることで、これまでより早い対応が可能となる。

#### □ 実施スケジュール

2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
準備 ➡	体制構築 ➡								

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定



#### □ 実施主体と役割

四万十町	地区からの通知を受けつける仕組みを構築する。通知を受けた場合、対象者にヒアリングを行い、移動手段確保の検討を行う。
交通事業者	移動手段確保に困難を来している人の情報を得た場合、事業所を通じて町に通知する。
しまんと町 社会福祉協議会	地区の連携し、移動手段確保に困難を来している人の情報を町に通知する。

### 3-②-01：福祉輸送サービスが展開できる仕組みづくり

#### □ 取り組みの概要

- ① 路線バスで運行していた区間をコミュニティバスに置き換えることで、公共交通空白地区の移動手段整備に効果を發揮してきた。しかし、すでに乗合輸送サービスの利用が困難になる高齢者も見受けられるようになってきたため、個別にドアツードアの輸送が可能となる福祉輸送サービスの展開が求められる状況にある。
- ② 福祉輸送サービスの展開により、他の公共交通事業と不効率に競合する状況を避けるため、それぞれの移動手段（路線バス、コミュニティバス、タクシーなど）に役割を設定する。
- ③ 福祉輸送サービスの展開には独自のルールを設定する。そのルールについては今後検討を進めていくが、例として「利用者として、医師やケースワーカーなどが（乗合輸送サービスの利用が難しいと）認定した人だけ利用登録が可能」などが考えられる。

#### □ 目指す成果

路線バスやコミュニティバスといった乗合輸送サービスの利用が困難になってしまっても、介助があれば外出できる状況であれば、可能な限り外出することで介護予防にもつながり、できるだけ住み慣れた場所での生活を継続でき、本町での生活に満足感を得られる。

#### □ 実施スケジュール

2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
運用基準作成・準備 →									
体制が整い次第、福祉輸送の運用開始 →									

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

#### □ 実施主体と役割

四万十町	福祉輸送サービスが新たに展開できるように、既存公共交通サービスとの役割分担を踏まえた運用基準を作成する。
しまんと町 社会福祉協議会	運用基準の作成にあたり、町に助言を行う。
NPO等	運用基準の作成にあたり、町に助言を行うとともに、基準の範囲内にて福祉輸送サービスを展開する。

### 3-②-02：通院送迎バスとの連携

#### □ 取り組みの概要

- ① くぼかわ病院は多くの車両で通院送迎バスを運行している。中には路線バスが運行している区間を、路線バスと近い時間帯に運行しているものもあり、路線バスやコミュニティバスと通院送迎バスの不効率な競合につながっている。そこで、路線バスとコミュニティバスが周辺部の集落から通院者を窪川駅まで集め、窪川駅からくぼかわ病院までを通院送迎バスが運行するなど、役割分担を行うことで効率的な運行につなげる。
- ② 国保大正診療所及び国保十和診療所、その他病院施設が運行している通院送迎バスについて、同じ方面を運行する路線バスやコミュニティバスなどと運行日や時間が近接することのないよう、再編時には事前に沿線の病院施設と情報共有を行い、必要に応じて対処する。

#### □ 目指す成果

くぼかわ病院との役割分担がうまく機能することで、利用者は駅周辺での買い物などを通院と合わせて済ませることができようになる。さらに、利用者の満足度向上により、他の病院にも連携が拡大することで、お互いの経費支出を低減し、地域を挙げた効率的な運行につなげられる。

本町内の病院施設が運行する通院送迎バスと路線バスやコミュニティバスが近接して運行することが無くなり、利用者の外出可能機会の増加につながる。

#### □ 実施スケジュール

2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
		連携に向けた調整							
			体制が整い次第、連携開始						

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

#### □ 実施主体と役割

四万十町	くぼかわ病院と調整を行い、くぼかわ病院の通院送迎バスと既存公共交通網のダイヤ連携を行う。また、通院送迎バスを運行している病院とのダイヤに関する情報共有を行う。
くぼかわ病院	くぼかわ病院通院送迎バスを既存公共交通と連携させる。
他の病院	町とダイヤを共有し、既存公共交通網との近接運行を避ける。

### 3-②-03：スクールバスとの連携

#### □ 取り組みの概要

- ① 本町では、一部のスクールバス便を一般利用者も混乗可能としており、移動手段確保のひとつの手段として沿線の高齢者から歓迎されている。コミュニティバス事業を拡大していくためにも、毎日の外出手段確保策として、通学に支障を及ぼさない範囲による混乗可能便を増やす。
- ② スクールバス本来の目的に支障を及ぼさないように、運用ルールを作成するとともに、地区に周知する。
- ③ スクールバスはあくまでも通学のための移動手段であることを、利用者にはしっかりと認識してもらったうえでの運用とする。

#### □ 目指す成果

スクールバスの空席を有効に活用できるようになるとともに、毎日運行ではないコミュニティバスを補完することができ、地区住民の利便性向上と満足度向上に寄与する。特に高齢者の外出がさらに活性化することで、高齢者の介護予防にもつながる。

#### □ 実施スケジュール

2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
運用 ルール の作成	➡								

運用体制が整い次第、運用開始 ➡

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

#### □ 実施主体と役割

四万十町	スクールバスの一般混乗が可能な便については、手続きを経て混乗を認める範囲を町全域に拡大する。そのために必要となる運用ルールを作成し、運用体制が整い次第運行を開始する。
------	---

### 3-②-04：貨客混載の可能性検討

#### □ 取り組みの概要

- ① 出荷された農産物の販売店舗までの輸送を、毎日運行している公共交通を活用する。
- ② 公共交通への積み込み作業や店舗での積み降ろし作業などの役割分担、輸送に係る費用の負担などを明確に整理し、仕組みとしてとりまとめる。
- ③ 必要に応じて、輸送を担う車両の改造などを行う。

#### □ 目指す成果

毎日運行している公共交通の高度利用につなげることで、将来危惧されている輸送の担い手不足などに効率的に備えることができる。

農産物の出品者の生きがいづくりにつなげられる。

#### □ 実施スケジュール



#### □ 実施主体と役割

四万十町	貨客混載の実現に向けたニーズ調査を実施する。得られた調査結果に相応する運行の仕組みや車両の確保に取り組み、運用する体制が整い次第実施する。
J A	農産物の輸送などに対応できるか調査に協力し、実現に向けて農家との調整を行う。
商業施設	実現に向けた助言を行うとともに、運用の仕組みづくりに町とともに取り組む。
交通事業者	実現に向けた助言を行うとともに、運用の仕組みづくりや車両改造などについて、町とともに取り組む。

### 3-③-01：公共交通を使って地域を楽しむ提案

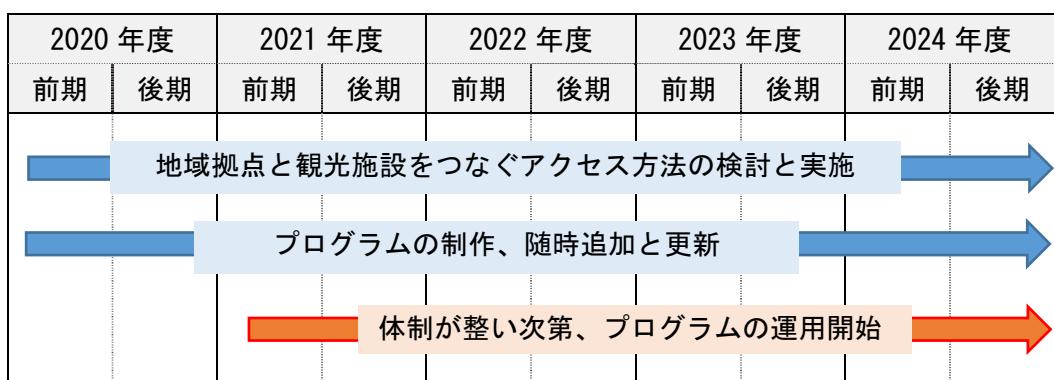
#### □ 取り組みの概要

- ① 車で出かけると必ず車まで戻らなければならないが、公共交通で出かけると、その限りではない。特にハイキングやジョギング、サイクリングで地域を楽しむ場合、公共交通をうまく活用することで、より広い範囲を楽しむことが可能になる。既存の公共交通を使って地域を楽しむプログラムとして提案する。
- ② プログラムを活用してもらうためのアウトプットとして、WEBやSNSを活用する。また、冊子も作成する。
- ③ 鉄道駅及びバス路線が集まる各地域の拠点と、周辺部の観光施設をつなぐアクセス方法について検討を行う。

#### □ 目指す成果

地域住民だけでなく、来訪者も本町での楽しみ方として公共交通を使える仕組みとなり、結果として公共交通の利用者数の増加につながる。

#### □ 実施スケジュール



※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

#### □ 実施主体と役割

四万十町	観光協会とともにプログラムの制作に取り組む。とりまとめたプログラムはWEBや冊子として情報発信する。 地域拠点と観光施設をつなぐアクセス方法の検討を行い、可能な場所から実施する。
四万十町観光協会	町とともにプログラムの制作に取り組む。とりまとめたプログラムを活用し、来訪者の満足度向上に取り組む。

### 3-③-02：風景を造る

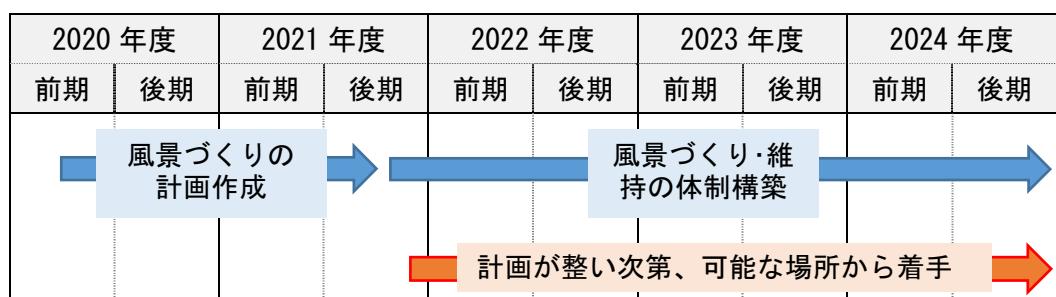
#### □ 取り組みの概要

- ① JR予土線は四万十川に沿った風光明媚な路線となっている。しかし、山は人工林が多く、季節の変化を楽しめるほどではない。そこで、鉄道沿線や四万十川沿いに、季節を感じられる樹木を計画的に植えるなど、時間をかけながら風景を造ることでJR予土線利用の楽しみ方を増やす。
- ② 植樹する樹木は地域由来のものとし、樹木が大きくなるまでは近隣の住民とともに日常的な世話をする。
- ③ 四万十川全体の景観保全につなげるために、国道381号沿線などにおける雑草や雑木の管理を行う。また、その作業に住民が参加できる仕組みを構築する。

#### □ 目指す成果

季節の移り変わりを今以上に感じられ、観光客の満足度も高まり、JR予土線の利用者数の増加に寄与する。

#### □ 実施スケジュール



※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

#### □ 実施主体と役割

四万十町	風景づくりの計画を作成する。また、風景づくりの役割分担や維持するための体制構築に取り組む。
JR四国	風景づくり計画の作成に助言する。また、風景づくり作業に参加し、維持するための体制構築にも参画する。
四万十町観光協会	来訪者の満足度向上の視点から、取り組みに助言及び参加する。
地域住民（有志）	風景づくりの計画作成に助言するとともに、具体的な風景づくりの作業や維持する体制に参加する。

### 3-④-01：公共交通を使った学習機会の提供

#### □ 取り組みの概要

- ① 地域の公共交通について、町内の学校における学習素材として取り上げてもらう。  
町内の交通事業者とともに講師として参加し、「地域」、「環境」などの切り口で授業を行う。
- ② 実際のバス車両を使ったＩＣカードですかの利用体験や、鉄道やバスの乗車体験を通じた公共交通利用マナーの学習などを行う。自宅に帰って保護者との話題につながるように、広報冊子などの配布を行う。



写真：とさでん交通による小学校でのバス乗り方教室

#### □ 目指す成果

子どもたちに地域公共交通の意義などを理解してもらうとともに、自宅での保護者との会話を通じて、家庭で公共交通に対する意識を変えてもらうきっかけとなる。

#### □ 実施スケジュール

2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
前期	後期								

公共交通を使った体験学習の実施 [随時] 

※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

#### □ 実施主体と役割

四万十町	学校及び交通事業者と調整を行い、子どもたちを対象とするバス乗り方教室を開催する。
交通事業者	鉄道やバスの乗車体験の場を提供するとともに、利用方法や車内でのマナーなどについて解説する。

### 3-⑤-01：運転免許証返納に関する正しい情報の継続的発信

#### □ 取り組みの概要

- ① 運転免許証返納のメリットや返納の仕方、自動車以外の移動手段確保の方法などをまとめた冊子を作成し、配布する。
- ② あつたかふれあいセンター事業などの高齢者の集まりにおいて、制作した冊子を使って講習を行う。別途取り組む地区別意見交換会でも同様に冊子を活用し、無理に自動車を利用することのデメリットとリスクなどについて啓発する。



参考イメージ：「運転免許証自主返納支援パンフレット」千葉県船橋市

#### □ 目指す成果

運転そのものに不安を抱えている高齢者が、運転免許証の返納に向き合うきっかけを得られ、無理に運転を継続する人が減り、地域の安全性が向上する。

#### □ 実施スケジュール

2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
前期	後期								

冊子の制作、その後の情報更新

冊子を活用した講習会の開催

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

#### □ 実施主体と役割

四万十町	冊子の作成及び、冊子を活用した啓発活動に取り組む。
窪川警察署	冊子の作成にあたり助言を行うとともに、冊子を活用した啓発活動に取り組む。

#### 4. 目標の設定とその評価指標

基本方針毎に設定した目標値について、評価項目及び評価指標を設定する。

##### 基本方針 1：利便性の高い公共交通網の整備

###### 目標 1：公共交通空白地区に暮らす移動制約者を出現させない

###### [考え方]

利便性の高い公共交通網が完成することで、全ての町民が何らかの移動手段を所持し、町内における生活を安心して送れるようになる。

指標の設定	公共交通空白地区に暮らす独自の移動手段を持たない世帯の数を毎年低減させる。
評価指標	鉄道駅、路線バス停留所（フリー乗降可能便については路線）から半径400mを超えた範囲を公共交通空白地区と設定し、その範囲で生活をする独自の移動手段を持たない世帯の数
現状の数値	令和 2 年 3 月に調査を行い、初年度の数値を設定する。
評価指標の算出データ	GIS を活用して公共交通空白地区にある世帯を洗い出し、必要に応じてヒアリング等を行い、数値化する。

###### 目標 2：町内の鉄道、路線バス及びコミュニティバスの年間利用者数が前年実績を維持していく

###### [考え方]

公共交通網の利便性が向上することで、公共交通網を利用する人の増加につながる。そこで、鉄道、路線バス、コミュニティバスの各乗合交通手段の利用者数を定期的に検証することで評価する。ただし、地域人口が減少傾向にあることを踏まえ、前年実績を維持することを指標とする。

指標の設定	鉄道（乗り換え拠点となる窪川駅、土佐大正駅、土佐昭和駅、十川駅の年間利用者数）、路線バスとコミュニティバス（路線別年間の利用者数）について、年間利用者数（4 月～翌年 3 月）が前年実績を維持する。
評価指標	鉄道：窪川駅、土佐大正駅、土佐昭和駅、十川駅 路線バス：町内を運行する路線の年間利用者数 コミュニティバス：年間の利用者数
現状の数値	平成 30 年度の利用者数の合計： <u>171,023 人</u> (鉄道：84,315 人、路線バス：66,013 人、コミュニティバス：20,695 人)
評価指標の算出データ	各事業者から出されるデータを整理する。

## 基本方針2：持続する公共交通網の確立

### 目標1：路線バス（定期外）とコミュニティバスの利用者数を増やす

#### [考え方]

各地区における意見交換会や、コミュニティバス利用者を対象とした利用者懇談会、集客イベントへの出展等を通じて、新たなバス利用者の掘り起こしや利用者数の増加が期待できる。バスの利用者数（定期外）が増加することで、バス路線の持続に寄与できるものと考える。ただし、地域人口が減少傾向にあることを踏まえ、前年実績を維持することを指標とする。

指標の設定	コミュニティバスと路線バスの町内における年間利用者数（4月～翌3月）が、前年実績を維持する。
評価指標	町内を運行する路線バス（定期外）とコミュニティバスの年間利用者数の合計
現状の数値	令和元年度（平成31年4月～令和2年3月）の数値とする。
評価指標の算出データ	四万十交通及び丸三ハイヤーからのデータを使用する。

### 目標2：町内の乗務員数（バス・タクシー）が必要数を下回らない

#### [考え方]

乗務員の確保は今や全国共通の大きな課題となっている。

本町では、公共交通全般の利便性向上と利用促進の取り組みを通じて、乗務員という仕事に魅力を附加するとともに、乗務員募集について行政と連携することで、本町での乗務員数が必要な人数揃うことを目指とする。

指標の設定	町内とバス事業とタクシー事業に必要な乗務員数を確保できている。
評価指標	① 四万十交通（本社、大正営業所）の必要乗務員数（貸切事業は除く） ② 町内のタクシー事業者の必要乗務員数 毎年末における①と②を算出し、毎年6月における実際の人数を比較して検証する。
現状の数値	令和2年末時点と令和3年6月の数値から開始する。
評価指標の算出データ	各事業者へのヒアリングにより算出する。

### 基本方針3：まちづくりと連携する公共交通網

#### 目標1：ICカードですかを所持する人を増やす

##### [考え方]

路線バスが便利になり利用者が増えると、利用者はバスがよりお得に利用できるICカードですかを使用する。特に移動の目的が集まる中心市街地ではICカードですかによる短距離移動でより利便性が高まる。その結果さらなる利用の好循環につながり、バス路線の持続と街中の回遊性向上に寄与すると考える。

指標の設定	町内でICカードですか（記名式）を所有する人の数が、前年度と比較して10%を超えて増加していくことを目標とする。
評価指標	ICカードですかの記名式カードの所有者数
現状の数値	176人（内、ナイスエイジカード30人 令和元年1月現在）
評価指標の算出データ	（株）ですかからのデータを使用する。

#### 目標2：鉄道の利用者数（定期外）を増やす

##### [考え方]

観光まちづくりとの連携による本町への来訪者増加を目指す。町内を運行するJR予土線はその路線自体が観光の魅力を持つなど、本町の鉄道は来訪者の指標としての活用が可能と考える。

指標の設定	町内の鉄道駅における年間利用者数（4月～翌3月）が前年度実績を下回らず、増加することを目指す。
評価指標	窪川駅以外の駅の利用者数は、限られた期間における利用者数のカウントから算出されていることから、指標としては窪川駅の定期外利用者数を活用する。
現状の数値	令和元年度（令和元年4月～令和2年3月）の合計とする。
評価指標の算出データ	JR四国からのデータを使用する。

## 5. 計画の推進

### 1) 計画推進に参画する主体

本計画の推進に関わる主体を整理する。

表：計画推進に関わる主体とその役割

四万十町地域公共交通活性化協議会	
参画主体	組織としての役割
四万十町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本協議会の事務局としての機能</li> <li>・計画を主体的に推進</li> <li>・国や県、その他団体との調整</li> </ul>
JR四国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で快適な運行サービスの提供</li> <li>・本協議会への関連事項の報告</li> <li>・計画に係る事業の推進及び協力</li> </ul>
四万十交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で快適な運行サービスの提供</li> <li>・本協議会への関連事項の報告</li> <li>・計画に係る事業の推進及び協力</li> </ul>
タクシー事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で快適な運行サービスの提供</li> <li>・本協議会への関連事項の報告</li> <li>・計画に係る事業の推進及び協力</li> </ul>
しまんと町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の推進に対し、特に高齢者への対応など組織の強みを生かした協力</li> </ul>
窪川警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全の確保につながる取り組みに対する協力</li> <li>・関連する取り組みへの情報提供</li> </ul>
本協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P D C A サイクルによる事業進捗評価</li> <li>・対象となる交通モードの企画、改善計画策定</li> </ul>

表：計画推進に参画を期待する主体とその位置づけ

本計画への参画を期待する主体	
参画を期待する主体	参画の位置づけ
四万十町民・来訪者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な公共交通の利用</li> <li>・公共交通網の確保・維持の取り組みに対する理解</li> <li>・利用者の視点、住民からの視点、来訪者としての視点による意見、要望</li> <li>・公共交通の利用促進につながる取り組みへの参加</li> </ul>

## 2) 取り組みの検証

2020年（令和2年）4月～2025年（令和7年）3月までの5年間を計画期間とする。

計画期間内は、次の表のとおり年度ごとに事業評価を行い、必要に応じて改善の取り組みを次年度に付加する。

表：計画期間における事業推進

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
2020年度 [1年目]	事業の実施			
2021年度 [2年目]	評価と改善	事業の実施		
2022年度 [3年目]	評価と改善	事業の実施		
2023年度 [4年目] 及び 2024年度 [5年目、計画最終年] は、 3年目の取り組みを踏襲する。				

表：計画期間における事業推進の概要説明

事業の実施	計画に沿って各関係者がその役割分担に従い、事業を推進する。
評価と改善	毎年6月に四万十町地域公共交通活性化協議会を開催し、それまでの事業成果をとりまとめるとともに、目標の達成状況をチェックする。その評価結果を踏まえ、改善の必要なものについてはその場で改善案を協議し、取りまとめる。
改善の取り組み	目標の達成に向けて、改善の取り組みを行う。